

## 入院時の食事負担金の変更について

昨今の光熱費や食材費等の高騰の影響から、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和8年6月1日から下記のように変更となります。

ご理解の程よろしく願いいたします。

所得		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並Ⅲ	1食につき510円	1食につき <b>550</b> 円
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円	1食につき <b>270</b> 円
—	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき <b>130</b> 円

(注1) 所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養負担が定められています

(注2) 公費医療（難病）等により、負担額が異なる場合があります。

病院長